

## 旅館業の許可申請に必要な水質検査について

浴槽水、洗面用水及び飲料水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。水道水とは、水道法に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水のことをいいます。

## ○浴室で使用する原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水についての水質検査項目(6項目)

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
4	有機物(全有機炭素の量)。 ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素の量)の場合: 3mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合: 10mg/L以下
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと(100mL中に10cfu未満をいう)

## 【注意事項】

- ※ 1～4については、判定基準を適用しないことがあります。
- ※ 採水は吐水口から浴槽に落ちる前の湯(水)、または貯湯槽内から実施してください。
- ※ 精度管理を行っている検査機関に依頼することが望ましい。

## ○洗面用水及び飲料水の水質検査項目(11項目)

裏面 表中「水道水質基準(51項目)(神奈川県飲用井戸衛生管理要綱より抜粋)参照」の**太枠**で囲まれた**11項目**について検査を実施してください。

## 【注意事項】

- ※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付すること。
- ※ 使用していない水(湯)を検査すること。
- ※ 食品衛生法及び水道法第20条に規定する登録検査機関又は国公立の衛生試験機関に検査を依頼すること。

## 【参考】

- ・登録検査機関は厚生労働省ホームページの「水質検査機関登録簿」に掲載されています。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>
- ・料金、検査に要する日数、採水方法等、レジオネラ属菌等の検査項目の実施有無などについては、各検査機関にお問い合わせください。

表 水道水質基準 (51 項目)  
(神奈川県飲用井戸衛生管理要綱より抜粋) 参照

項目	水質基準値	項目の説明	井戸水検査の目安				
一般細菌	100個/mL以下	健康	(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。				
大腸菌	検出されないこと			細菌			
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	健康		(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				非金属		
塩化物イオン	200mg/L以下	性状			(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。		
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下					一般性状	
pH値	5.8以上8.6以下						
味	異常でないこと						
臭気	異常でないこと						
色度	5度以下						
濁度	2度以下						
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康	(8項目) 県内の井戸水において基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目であり、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。				
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下					金属	
四塩化炭素	0.002mg/L以下						
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下						
ジクロロメタン	0.02mg/L以下						
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下						
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下						
ベンゼン	0.01mg/L以下						
揮発性有機化合物							
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	健康	(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。				
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			金属			
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下						
六価クロム化合物	0.05mg/L以下						
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下						
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下						
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下						
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下						
有機化合物							
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下				性状		
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	金属					
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下						
銅及びその化合物	1.0mg/L以下						
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下						
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下						
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下						
蒸発残留物	500mg/L以下						
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下						
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下						
界面活性剤							
フェノール類	0.005mg/L以下	性状	(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。				
有機化合物							
ジェオスミン	0.00001mg/L以下			臭気物質			
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下						
塩素酸	0.6mg/L以下				健康	(11項目) 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。	
クロロ酢酸	0.02mg/L以下						消毒副生成物(塩素消毒によって増える物質)
クロロホルム	0.06mg/L以下						
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下						
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下						
臭素酸	0.01mg/L以下						
総トリハロメタン	0.1mg/L以下						
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下						
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下						
ブロモホルム	0.09mg/L以下						
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下						